平成２７年（フ）第１０３１５号
神奈川県横浜市港北区綱島西１丁目14―10
秀竹ハイツ壱番館303号室
破産者　最上　　忠
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３１７号
東京都葛飾区東堀切２丁目27番４号
破産者　有限会社サトウフロント工業
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３２９号
東京都港区芝３―21―10―2204、住民票上の住所神奈川県平塚市徳延591―１　徳延ハイツＡ101
破産者　河西　利紀
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３３６号
東京都大田区大森北１丁目33番３号
破産者　株式会社バーデイ企画
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３３７号
東京都大田区大森北１丁目33番３号
破産者　株式会社バーデイ音楽出版
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３３８号
千葉県浦安市海楽１丁目７―38―101
破産者　杉山　葉子
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３４６号
東京都渋谷区神宮前４―19―８　アロープラザ原宿121
破産者　株式会社スリーウイン
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３４７号
東京都足立区西竹の塚１丁目11―２―1808
破産者　針谷　吉典
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３５４号
東京都足立区江北２丁目46―11、開始決定時の住所東京都足立区扇１丁目29―９　扇グリーンヴィレッジＤ303
破産者　小山　啓方
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３６７号
東京都新宿区西新宿６丁目12番７号　ストーク新宿１階　Ｂ―17、商業登記簿上の本店所在地東京都目黒区目黒本町２丁目28番10―301号
破産者　株式会社アキュー・コミュニケーションズ
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３６８号
東京都目黒区目黒本町２丁目28―10―301
破産者　坂詰登喜雄
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８９２号
東京都豊島区要町１丁目38―７―102、開始決定時の住所千葉県印西市原４丁目５―６―403
破産者　緒方　　弘
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８９３号
東京都西東京市下保谷５丁目３―17
破産者　佐藤　　等
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８９４号
東京都中野区本町１丁目８―５―105
破産者　桂　　瑞彦
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０８９５号
千葉県袖ケ浦市代宿83―39
破産者　吉澤　雄一（旧姓君塚）
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９６９号
東京都大田区南馬込２丁目23―２
破産者　中野敬史郎
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０９９０号
東京都練馬区富士見台２丁目31―43―301
破産者　古川　郁子（旧姓足立）
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０５０号
東京都練馬区南大泉３丁目20―２―303
破産者　山内　裕貴
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１０８６号
東京都北区岩淵町32―25―201
破産者　平野　恵子
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１２８号
東京都板橋区南常盤台１丁目22―11―505
破産者　齋藤　貴彦
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１１１４９号
東京都大田区大森西１丁目６―21―206
破産者　鈴木　政博
1　決定年月日　平成28年３月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部